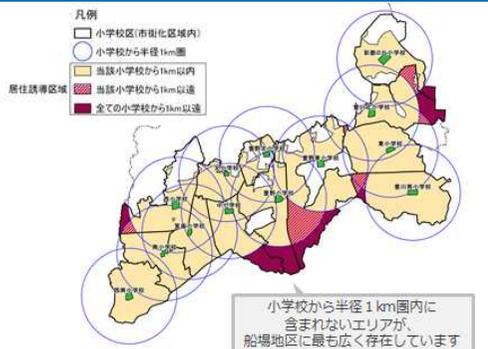


## 1 船場地域の状況と学校の新設

- 船場地域は、小学校から半径1km圏内に含まれないエリアが最も広く存在している“学校空白地”です。
- “学校空白地”である船場地域に、新たに小学校を建設します。開校は令和11年度（2029年度）を予定しています。
- 新しい学校を建設することに伴い、周辺の既存校との境界をどこにするのか、「校区の調整」をする必要があります。



※他校区と校区調整が不可能なところの森学園は除いて検討しています。

## 2 校区調整の基本的な考え方

- 小学校区は様々な地域コミュニティの活動単位になっているため、小規模な校区調整であっても地域の皆さまを巻き込まざるを得ず、何度も行うことは現実的ではありません。
- 船場地域から検討を始めたとしても、それだけで市の広範囲に影響が及ぶことから、これをひとつの契機と捉え、全市的な校区調整によって、長期にわたって安定的な校区とすることをめざします。
- また、見直し後の校区への移行期間を十分に設けるとともに、移行後は、以下のとおり経過措置を講じ、児童生徒やその保護者、地域活動への影響をできるだけ小さくしていきます。

### 経過措置

※経過措置の詳細な内容や期間等は別途定めていきます。

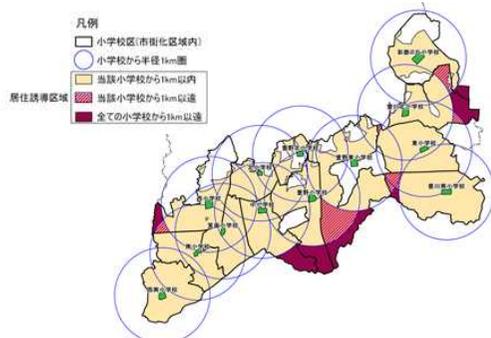
1. 在校生は、卒業まで旧校区への通学が可能
2. 旧校区から新校区への転校がいつでも可能
3. 兄弟が旧校区に在籍している場合は、旧校区への入学・通学が可能
4. 各団体の活動単位の移行時期は、団体ごとに決めることができる

## 3 長期にわたって安定的な校区とするための指標

「通学条件」と「教育環境」の2つの視点から、校区調整の指標を定めました。

### 1. 通学条件の視点

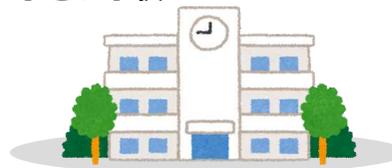
通学の安全確保の観点から、「通学距離」を校区調整の指標にし、小学1年生でも容易に歩いて通学できるよう、小学校から半径1km圏内を目安に校区を設定します。



## 2. 教育環境の視点

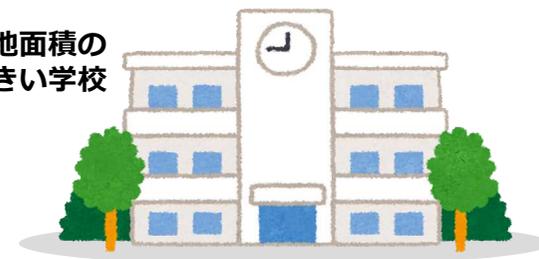
この先校区調整をくりかえさないためには、人口増減に左右されない指標が必要です。そのため、「学校敷地面積/校区面積」という指標を用いて校区調整を行い、市内小学校の教育環境（学校の過密さ加減）をできるだけ均等にしていきます。  
(参考資料11～23ページ参照)

### 敷地面積の小さい学校



校区面積を小さくする  
そこに住むことのできる  
児童数を少なくする

### 敷地面積の大きい学校



校区面積を大きくする  
そこに住むことのできる  
児童数を多くする

校区調整にあたっては、学校敷地面積と校区面積のバランスに目を配り、各小学校の教育環境（学校の過密さ加減）がより均等に近づくようにしながら、実際の地形地物や地域コミュニティなども考慮に入れ検討を進めました。

## 4 新しい校区になるまでの流れ

- 校区調整が全地域に及ぶことから、幅広く地域のご意見をお聴きするため、小学校区単位で活動する地域団体の校区代表者にご参加いただく「**通学区域検討ワークショップ**」を開催し、具体的な校区の線引き等についてご議論いただきました（計9回開催・のべ472人参加）。また、地域説明会等を開催し、ワークショップ参加者以外からも様々なご意見をいただきました（約400人参加）。
- 通学区域検討ワークショップや、地域説明会等の意見をまとめ、箕面市通学区域審議会として新校区素案を作成しました。今回のパブリックコメントでの意見を勘案し、市教育委員会に答申し、その後、市教育委員会が新しい校区を最終決定します。
- 新校区の運用スタートまで約10年の周知期間を設けるとともに、新校区運用後も長期の移行期間を設けます。市民や地域団体に対し丁寧な周知に努めるとともに、通学路の安全対策など、校区の変更を見据えて課題整理を進めます。